

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月

国立大学法人室蘭工業大学

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも 20 年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		() %	() %
一般競争入札等	競争入札			(16%)	(27%)
	企画競争	5	88		
		(3%)	(2%)	(3%)	(2%)
		1	5	1	5
随意契約		(97%)	(98%)	(81%)	(71%)
		30	316	25	228
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		31	321	31	321

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

該当なし

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		() %	() %
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(3%) 1	(2%) 5		
随意契約		(97%) 30	(98%) 316	(81%) 25	(71%) 228
合 計		(100%) 31	(100%) 321	(100%) 31	(100%) 321

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行。

(1) 総合評価方式の導入拡大

- ① 情報システム、公共工事の設計業務等に加え、研究開発、調査研究、広報業務等について、これまで該当するものがなかったが、今後、総合評価落札方式による一般競争入札の導入に向け検討する。

(2) 複数年度契約の拡大

- ① 研究開発やシステム関連等の複数年度にわたる契約については、一般競争入札又は企画競争を実施するよう検討する。
- ② 次年度以降について随意契約を行っている場合は、一般競争入札又は企画競争を行い、複数年度契約を締結するよう検討する。

(3) 入札手続きの効率化

- ① 一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、電子入札の拡大や公告の方法等について検討を行う。